



《会計・税務の知識》

改正信託法の相続税対策への活用

今回は相続や事業承継対策で使える信託制度として、受益者連続型信託と分離型信託受益権について解説をしたいと思います。

1) 受益者連続型信託

受益者連続型信託とは、信託の設定時において受益者が死亡したら次の受益者が誰かをあらかじめ指定している信託のことです。

この受益者連続型信託は、遺贈を受けた受益者は前受益者から遺贈を受けたものとみなして課税され、これは、通常の財産を相続した場合と同様となり、この信託を活用することで節税はできません。

受益者連続型信託を活用することで、信託の委託者の意思を尊重することができ、民法上の相続順位とは関係なく将来の資産移転を設計することが出来ます。

例えば、子供のいない夫婦の場合、民法上の相続順位では、まず、配偶者が相続人となり、配偶者が死亡した場合には、その配偶者の親族が相続することになります。そこで、受益者連続型信託を活用し、第1次受益者を配偶者、第2次受益者を被相続人の甥とすることができるようになりました。

ただし、相続税の2割加算には注意が必要です。相続税の2割加算とは、被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者が相続又は遺贈により財産を取得した場合に、その人の相続税額に当該相続税額の2割を加算するというものです。

受益者連続型信託受益権の相続税評価額は、原則として、信託財産を不動産・有価証券等の個々の資産に区分して、財産評価基本通達に定める評価方法によって計算することになります。また、特例として、後述する収益受益権と元本受益権とに分離されているものについては、収益還元価額で評価する収益受益権として評価されます（元本受益権はゼロ評価となります）。

2) 分離型信託受益権

次に、分離型信託受益権とは、元本受益権と収益受益権とに分離されたものをいいます。

収益受益権は収益還元価額で評価し、元本受益権は信託受益権の評価額から収益受益権の評価額を差し引いて算定されます。

例えば、評価額1億円の不動産を、信託期間20年、毎年の収入500万円で信託することにします。この場合、収益還元価額で算定される収益受益権の評価額は、 $500 \text{万円} \times 16.351$ （例えば、基準年利率2.0%の複利年金原価率） $= 8,175 \text{万円}$ となります。一方、元本受益権は $1 \text{億円} - 8,175 \text{万円} = 1,825 \text{万円}$ となります。

ここで、収益受益権の評価額は時の経過とともに減少し、元本受益権の評価額は増加します。先程の例で5年後の収益受益権の評価額は、 $500 \text{万円} \times 12.849 = 6,424 \text{万円}$ となり、元本受益権の評価額は $1 \text{億円} - 6,424 \text{万円} = 3,576 \text{万円}$ となります。

信託設定時に評価額の低い元本受益権を親から子に贈与することで、評価額の一番低い時に移転することができ、かつ、その後の相続発生時までの時の経過により収益受益権の評価額が低下することから、相続財産を少なくすることができます。

信託会社への信託報酬等が発生することから相続税の節税効果と比較する必要がありますが、この分離型信託受益権の利用を検討してみたいかどうか。

中小企業庁の信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会より、平成20年9月1日付けで「信託を活用した中小企業の事業承継の円滑化に向けて」（中間整理）が公表されています。この整理の中で事業承継に向けての信託スキームが紹介されておりますので、ぜひご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/080901sintaku.htm>

なお、直近の基準年利率については、下記の国税庁のホームページにて入手できます。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hyoka/080513/01.htm>